

5 相談支援事業

(1) 指定一般相談支援事業

施設や精神病院に入所・入院している障害者の依頼を受け、入所・入院中から関わり地域移行支援を提供するほか、地域で単身等で暮らす障害者の地域定着支援を提供するサービスです。

(2) 指定特定相談支援事業

障害福祉サービスの利用を希望する障害者からの依頼を受け「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援(計画相談支援)を実施するほか、障害児者等からの様々な相談を受け支援を行います。

(3) 指定障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用する障害児の保護者からの依頼を受け「障害児支援利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。